

(別紙)

食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）						改正前（旧）								
食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）						食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）								
(総則関係)～別添 添加物1-6 (略)						(総則関係)～別添 添加物1-6 (略)								
別添 添加物2-1 既存添加物名簿収載品目リスト						別添 添加物2-1 既存添加物名簿収載品目リスト								
番号	品名		簡略名又は類別名	基原・製法・本質	用途	備考	番号	品名		簡略名又は類別名	基原・製法・本質	用途	備考	
1	(略)						1	(略)						
134	ゴム (バラゴムの分泌液から得られた、ポリソブレンを主成分とするものをいう。ただし、「低分子ゴム」を除く。)	カウチョック	環状オリゴ糖	※	ガムベース	Rubber Natural Rubber	134	ゴム (バラゴムの分泌液から得られた、ポリソブレンを主成分とするものをいう。ただし、「低分子ゴム」を除く。)	カウチョック	環状オリゴ糖	トウダイグサ科バラゴム (Hevea brasiliensis MUELL.-ARG.) の幹枝より得られるラテックスを酸性水溶液で凝固させ、水洗、脱水したものより得られたものである。主成分はシスポリソブレンである。	ガムベース	Rubber	
150	シクロデキストリン	サイクロデキストリン	環状オリゴ糖	※	製造用剤	Cyclodextrin	150	シクロデキストリン	サイクロデキストリン	環状オリゴ糖	デンプンを、酵素処理し、非還元性環状デキストリンとして得られたものである。成分はシクロデキストリンである。	製造用剤	Cyclodextrin	
	α-シクロデキストリン	α-サイクロデキストリン		※		α-Cyclodextrin			α-シクロデキストリン	α-サイクロデキストリン		※		α-Cyclodextrin
	β-シクロデキストリン	β-サイクロデキストリン		※		β-Cyclodextrin			β-シクロデキストリン	β-サイクロデキストリン		※		β-Cyclodextrin
	γ-シクロデキストリン	γ-サイクロデキストリン		※		γ-Cyclodextrin			γ-シクロデキストリン	γ-サイクロデキストリン		※		γ-Cyclodextrin
	分岐シクロデキストリン	分岐サイクロデキストリン	(削除)	※		Branched Cyclodextrin			分岐シクロデキストリン (粉末品)	分岐サイクロデキストリン (粉末品)	分岐サイクロデキストリン	※		Branched Cyclodextrin (Powder)
153	単糖・アミノ酸複合物 (アミノ酸と単糖類の混合物を加熱して得られたものをいう。)		糖・アミノ酸複合物	※	酸化防止剤	Amino Acid-Sugar Reaction Product	153	単糖・アミノ酸複合物 (アミノ酸と単糖類の混合物を加熱して得られたものをいう。)		糖・アミノ酸複合物	アミノ酸と単糖類の混合液を、常圧下で加熱して得られたものである。	酸化防止剤	Amino acid-sugar reaction product	

※食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の規定に従う。

なお、組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された添加物の場合は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨が公表されてお
ければならない。

別添 添加物 2 - 2 ~ 別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human
Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)

※食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の規定に従う。

なお、組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された添加物の場合は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨が公表されてお
ければならない。

別添 添加物 2 - 2 ~ 別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human
Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)